平成２４年（フ）第４７４号
茨城県石岡市府中１丁目６番２号
債務者　株式会社日本学習センターサービス
代表者代表取締役　小田美紀夫
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高倉　久宗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午後１時30分
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１５６４号
京都市伏見区下鳥羽葭田町130番地
債務者　有限会社松村機材
代表者代表取締役　松村　喜好
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
三重県津市江戸橋２丁目33番地の３
債務者　有限会社リッキーオーモリ
代表者代表取締役　大森　重子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白山雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午前10時
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４６号
愛媛県四国中央市川之江町2591番地１
債務者　株式会社越智技研工業
代表者代表取締役　越智　義人
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　正明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午前10時30分
松山地方裁判所西条支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２２４１号
福岡県筑後市大字溝口1061番地１、申立時の住所福岡県春日市岡本６丁目75番地１　アムール春日503号
債務者　内川　佳晴
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下比奈子
4　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５６号
岩手県一関市千厩町千厩字梅田34番地２
債務者　今野　憲明
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤津　　聡
4　破産債権の届出期間　平成25年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第５１６号
兵庫県相生市旭２丁目21―37、住民票上の住所愛知県知多市寺本新町２丁目230番地の３
債務者　武末　将臣
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　正晃
4　破産債権の届出期間　平成25年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９０号
山口市神田町10番30号
債務者　國弘　　直
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石村　太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１２号
愛媛県松山市下伊台町乙330番地56
債務者　上松　　亮
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　亮二
4　破産債権の届出期間　平成25年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１５号
岐阜県加茂郡東白川村神土2109番地３
債務者　木村　成人
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　慎一
4　破産債権の届出期間　平成25年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１１６号
青森県十和田市大字三本木字下平181番地１
債務者　大木　和子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　陽大
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第４０５号
愛知県一宮市萩原町萩原字寺屋敷33番地
債務者　高橋　　弘
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健一
4　破産債権の届出期間　平成25年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２３９９号
愛知県豊明市西川町島原14番地４　ソレアード笹原Ⅱ103号
債務者　鈴木　充久
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　裕子
4　破産債権の届出期間　平成25年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７９号
北海道小樽市朝里３丁目５番17号
債務者　谷地中輝實
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　龍山　　聴
4　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１号
愛知県一宮市開明字山塚20番地１　レジデンス開明106号
債務者　中島　明代
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　　圭
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部